

2021年8月27日

東京都中野区の生活保護行政に関する特別監査等を求める要望書

東京都知事 小池百合子 様

生活保護問題対策全国会議
代表幹事 尾藤 廣喜



(連絡先) 530-0047 大阪市北区西天満 3-14-16 西天満パークビル 3号館 7階
あかり法律事務所 電話 06 (6363) 3310 FAX06(6363)3320
事務局 弁護士 小久保哲郎

当会議が、東京都中野区において現在実施されている「中野区高齢者居宅介護支援事業」(以下、「本件事業」という。)について独自で調査と検討を重ねところ、本件事業の制度・運用において、生活保護法をはじめ各種法令違反が認められるなど極めて重大な問題があることが判明した。その背景には同区における生活保護行政の構造的な問題が存在すると考えられる。そのため、当会議は、中野区に対し、本日付で「中野区の生活保護行政の改善を求める要望書」(別紙)を提出した。今回、中野区の生活保護施策に対する監督官庁である東京都にも上記要望書を情報提供として提出する。

都道府県知事は、生活保護法(昭和25年法律第144号。)第23条に基づき、生活保護法の施行に関する事務について、事務監査を行う義務を負う旨規定されているところ、本件事業については看過できない法令違反の疑いがあることから、中野区の生活保護行政の改善を求めるため、以下を要望する。

〔要望事項〕

- ① 中野区福祉事務所に早急に生活保護法施行事務監査を実施すること。なお、本件事業に関しては各種の法令違反が強く疑われ、さらに本件事業に限らず同区には生活保護事務運用上の多くの問題が見受けられる(②、③など)。長期間に渡る組織的な対応であることを踏まえて、同区に対する特別監査の実施を求める。
- ② 中野区福祉事務所は、本件事業に限らず、来所面談・電話を家庭訪問としてカウントする、ケースワーカーが訪問計画の策定をしていないなど、家庭訪問の実施に関して問題のある運用をしている。また、分業制と称して担当世帯を持たない事務作業のみを行う職員を配置し、「現業員」としてカウントするなど、社会福祉法上極めて不適切な人員配置をしている。これらの事実関係を監査等によって早急に調査し、同区に

対して是正改善を求めること。

- ③ 本件事業は、「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」における生活保護適正実施推進事業（居宅介護支援点検等の充実事業）として、2010年度から現在まで国庫補助金を受給しているが、補助金事業の目的（介護扶助適正化）と事業の実態（ケースワーク業務の代替）に著しい乖離が認められる。また、本件事業の受託団体が公表している事業費の経理実態と事業費額の間に大きな乖離が見られる。中野区に対して調査を実施し、然るべき対応を行うこと。

以 上